

四街道市市民参加条例图解

(四訂版)

令和5年4月

目次

市民参加条例の目的（第1条—第5条）	1
市民参加手続の流れ（第7条、第14条—第16条）	2
市民参加手続の対象・方法（第6条—第8条）	4
意見提出手続（第9条）	10
意見交換会手続（第10条）	12
審議会等手続（第11条）	13
市民会議手続（第12条）	14
市民提案手続（第13条）	15
実施状況・提案状況の公表（第14条—第16条、附則）	16
事務決裁等について	17
市民会議手続要綱等文例	18
公告文例	20
提出された意見の概要と市の考え方公表例	29

市民参加条例の目的（第1条～第5条）

市民が行政活動に参加する権利を保障し、市民自治による暮らしやすいまちづくりを推進すること

「市民が行政活動に参加する権利を保障する」とは、「市民に市の機関の決定を任せる」、「市民意見をすべて行政活動に反映させる」といったことではありません。
行政活動の決定を行うのは、あくまで、市長、教育委員会などの市の機関そのものです。
本条例は、市の機関が決定を行うに当たって、市民参加手続や市民提案手続を通して、市民意見を十分に踏まえ、説明責任を果たすことを市の機関に課すものです。
市の機関は、市民参加手続や市民提案手続の定めに従って、市民意見を把握するためだけでなく、市の機関の考え方を明らかにして応答することが必要になります。

本条例では、市民参加手続、市民提案手続ともに、その主体を「市民等」としています。

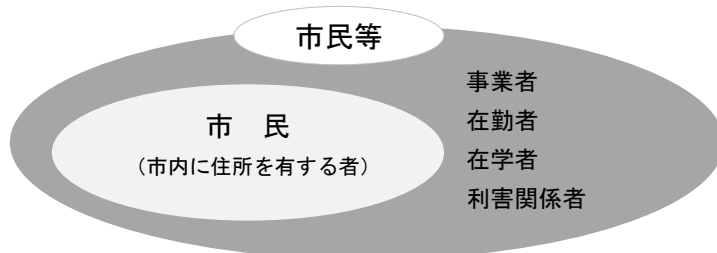
市民参加手続の主体

市民等

- ◆市民（市内に住所を有する者） *1
- ◆市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ◆市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ◆市内の学校に在学する者
- ◆行政活動に利害関係を有するもの *2

*1 四街道市に住民登録されている者又は外国人登録原票に登録されている者に限らず、市内に生活の本拠を有するものをいい、国籍、年齢、行為能力も問われません。また法人にあっては、市内に主たる事務所を有する法人をいいます。

*2 市内に土地等の固定資産を所有しているもの、市の施設等を利用している者、市が他市との境界近隣に市の施設を建設する場合の境界近隣に居住する他市の住民等をいいます。



市民参加手続の流れ（第7条、第14条～第16条）

市民参加手続は、市の機関が、行政活動に市民等の意見を反映させるために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施、評価、改善（PDCAサイクル）の各段階で、市民等に意見を求める手続です。

次の方法があります。

- ◆意見提出手続 ◆意見交換会手続 ◆審議会等手続 ◆市民会議手続
- ◆その他、市の機関が適当と認める方法

市の機関

市民参加手続の実施予定の作成、公表

市民参加手続の実施

市民参加手続の実施状況作成、公表

	各課	総務課	市民参加推進本部	市民参加推進評価委員会
実施予定	実施予定シート記入	実施予定の取りまとめ 実施予定の公表	実施予定の評価	実施予定の評価
実施	実施			
実施状況	実施状況シート記入	実施状況の取りまとめ 実施状況の公表	実施状況の評価	実施状況の評価

市民参加手続の実施に当たっては、各課で実施予定シートに記入します。実施予定は、庁内の市民参加推進本部で評価した後、市民参加推進評価委員会で評価します。また、年度に一回、市民参加手続の実施状況を一覧にまとめ、公表します。

市民参加手続実施状況シート及び添付書類一覧（総務課に提出する書類）

◆実施状況シート（総括表）と併せて、各手続に係る実施状況シートを作成

		意見提出 手続	意見交換会 手続	審議会等 手続	市民会議 手続	その他の 方法
実施状況シート		● 実施状況シート1	● 実施状況シート2	● 実施状況シート3	● 実施状況シート4	● 実施状況シート5
周知関係	公告文	●	●	—	—	—
	諮問書、依頼文等	—	—	●	—	▲
	提示した計画等の案や関係資料	● *1	● *1	● *1	● *1	● *1
	市政だより掲載内容	●	●	—	●	▲
	ホームページ掲載内容	●	●	—	●	▲
	その他周知案内	▲	▲	—	● *2	▲
結果関係	公告文	●	●	●	●	—
	答申書、提言書等	—	—	●	▲	—
	提出された意見の概要と意見に対する市の考え方	●	●	●	●	▲
	その他公告文添付書類	▲ *3	▲ *3	▲ *3	▲ *3	—
	ホームページ掲載内容	●	●	●	●	▲
	その他結果報告	▲	▲	▲	▲	▲ *4

凡例： ●…必須 ▲…作成した場合は添付 —…該当なし

*1…原案（パブコメ案）、骨子・概要、基本的な考え方等、各手続で意見を求める際に提示する資料

*2…市民会議要領等

*3…計画等の案等を修正した場合の内容等

*4…調査結果の概要等

◆市民参加手続の対象としなかった場合は、実施状況シート6【適用除外】を作成

適用除外の場合の添付書類

- ・市民参加手続の対象としない行政活動の公告文の写し
- ・市民参加手続の対象としないことのお知らせ（ホームページ等に掲載した記事の写し）

市民参加手続の対象・方法（第6条～第8条）

行政活動の実施

【市民参加手続の対象】（第6条第1項）

▼以下の①～⑥に該当する場合は市民参加の対象

- ①市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ②市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ③市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ④規則等で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- ⑤市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- ⑥四街道市行政手続条例に規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

該当有
市民参加の対象

該当無
市民参加の対象外

【市民参加手続の適用除外】（第6条第2項）

▼以下の①～⑥に該当する場合は、市民参加手続の対象としないことができる

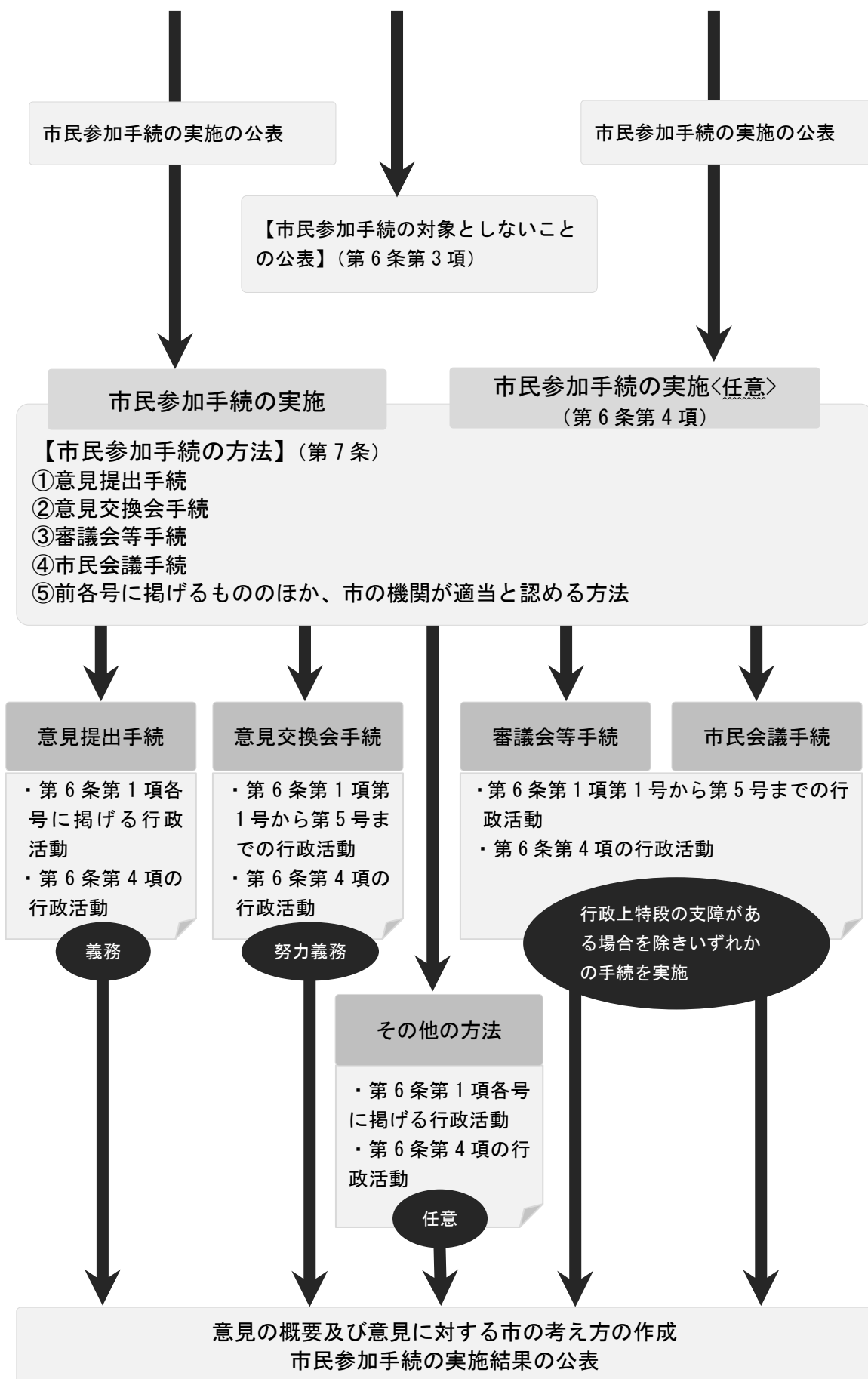
- ①軽易なもの
- ②緊急に行わなければならないもの
- ③法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- ④市の機関内部の事務処理に関するもの
- ⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- ⑥その他前各号に準ずるもの

▼上記①～⑥に該当しないものでも、市民参加の対象とすることができる

（第6条第1項各号に掲げる行政活動以外の行政活動）

該当無
市民参加の対象

該当有
市民参加の対象としないことができる



【市民参加手続の対象となる行政活動の具体例】（第6条第1項関連）

① 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

- ◆総合基本計画 ◆男女共同参画推進計画 ◆地域防災計画
- ◆行財政改革推進計画 ◆高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ◆生涯学習推進計画 など

※該当計画等に付随して策定される実務的な計画や運用マニュアル等を制定または改廃する場合は対象としません。

② 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

- ◆市民参加条例 ◆情報公開条例 ◆環境基本条例 など

③ 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ◆公害防止条例
- ◆まちをきれいにする条例
- ◆文化センターの設置及び管理に関する条例等の公の施設の設置管理条例

※補助金、助成金等の給付は含みません。（地方6団体地方分権推進本部、改正地方自治法に関する照会事項及び回答から）

④ 規則等で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

- ◆事業費が概ね5億円以上の市の建築物

→市の建築物とは、住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする公共用財産のうち建築物（例えば、学校、公民館等）や、市がその事務又は事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする公用財産のうち建築物（市役所庁舎、ごみ処理施設等）をいいます。

→「設置に係る計画」とは、施設の 신설、改修（ただし、建築物の価値を回復させる、又は価値の低下を防ぐ修繕的な要素が主な内容となるものを除く）に係る基本構想及び基本計画等をいいます。

⑤ 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

- ◆個人情報保護制度 ◆ごみの分別収集制度 ◆小中学校の通学区域制度
- ◆小中学校の出席停止手続制度 ◆市民協働制度導入のための指針の策定

⑥ 四街道市行政手続条例に規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則「許可証の更新」
- ◆建築指導要綱「建築確認申請の事前協議」 ほか

【市民参加手続の方法】（第7条関連）**①意見提出手続**

市民等が、市の機関の求めに応じ、前条（第6条）第1項各号に掲げる行政活動に係る計画、条例及び制度（以下「計画等」という。）の案に対する意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続

②意見交換会手続

市民等と市の機関が、公開の場において、計画等について意見の交換を行い、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続

③審議会等手続

地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）のうち、規則で定める審議会等が、市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続

※市民参加条例施行規則第5条

→当該審議会等の委員定数に対する公募による市民等の割合が2割以上の審議会等とする。

（参考）四街道市審議会等に関する指針**4 審議会等の委員の在り方****(2) 委員の構成**

3 市民参加を推進するため、特別な理由がある場合を除き、公募による委員の割合を委員定数の2割以上とする。

本条例でいう「審議会等」は、公募市民が含まれるものに限られ、法令等の規定で、その構成員が定められており、公募市民を構成員として含めることが困難な場合にあっては、本条例でいう審議会等に該当しません。

④市民会議手続

特定の計画等について市民意見の方向性を見出すために市の機関が設置した市民等のみで構成し継続した議論を行う機関（以下「市民会議」という。）が、市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続

⑤前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

各市民参加手続の方法の特徴・注意点

意見提出手続

第 1

特 徴

- ・ 広く市民等の意見が得られる
- ・ 容易に参加ができる
- ・ 費用がかからない

注意する点

- ・ 市民等と市の機関が直接的な対話ができないため、両者が十分な意思疎通を図るための工夫が必要であるとともに、他の市民参加手続の方法と組み合わせることが望ましい

意見交換会手続

第 2

特 徴

- ・ 双方向性の高い市民参加手続
- ・ 意見交換から生じる新たな疑問等についても、その場で双方の考え方について理解を深めることができる

注意する点

- ・ 参加ができる市民がごく一部に限定されるとともに、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面がある

審議会等手続

第 3

特 徴

- ・ 計画等について市民等又は市民を含む一定の範囲内の者における合議による意見を求める場合において、高度で深い議論ができる

注意する点

- ・ 参加できる市民がごく一部に限定されるとともに、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面がある

市民会議手続

第 4

特 徴

- ・ 市民等の生活実感に基づく行政課題の発掘をするうえで有効な手段
- ・ 計画等の実施段階において市民等の協力が得られやすくなる

注意する点

- ・ 円滑な合意形成を図るためには、会議の進め方に工夫が必要である

その他、適当と認める方法

第 5

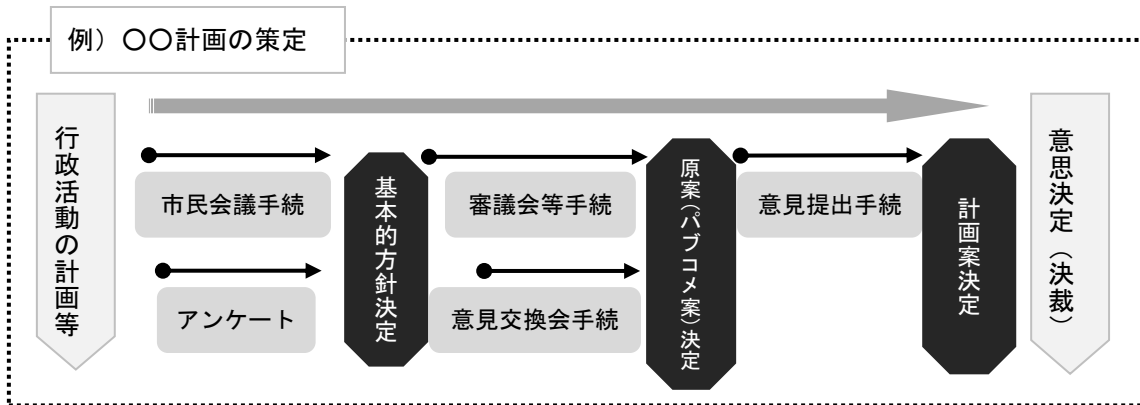
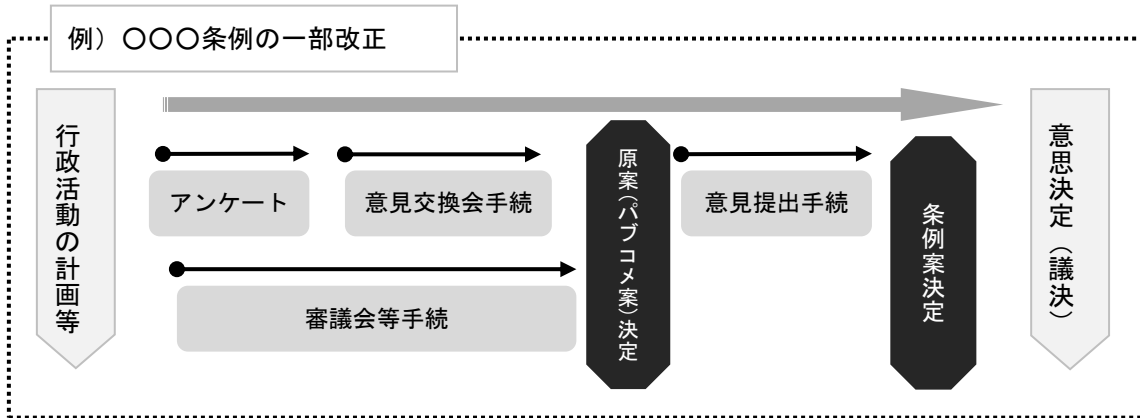
特 徴

- ・ 行政活動の計画等の性質を勘案して、効果的と思われる方法（アンケート、ヒアリング、意見募集、モニター制度、公聴会、電子会議室等）を選択することができる

注意する点

- ・ 法令等において市民意見の聴取方法等が定められている場合は、当該方法が本条例の趣旨に沿ったものであるかどうかを勘案するとともに、計画等の性質等を考慮して、手続の方法について総合的に検討する必要がある

市民参加手続の実施モデル



※意見提出手続後、審議会等への報告は審議会等手続の対象外となる。また意見提出手続による市の考え方をまとめた後に、審議会等からの意見を聴取することは想定していない。

方法	ふさわしい場合
市民会議手続	・ 幅広いテーマについて議論する場合。(例：総合計画) ・ 前例がなく、案の作成に際して市民等の意見の方向性を見出すことが必要な場合。(例：みんなで地域づくり指針)
審議会等手続	・ 学識経験者、各種団体などの意見を踏まえて、市民等間の合意形成や利害調整を図ることが必要な場合。
意見交換会手続	・ 作成した案に対する市民等の意見を、確実に得たい場合。
意見提出手続	・ 基本的に、市民参加手続を行うすべての場合。
その他 (アンケート)	・ 市民等の意見の全体的な傾向を知りたい場合。
その他 (ヒアリング)	・ 社会的弱者、少数者などの意見を、確実に得たい場合。
その他 (意見募集)	・ 手続の中間段階や、基本的な方向性を定める時点など丁寧に市民等の意見を聴取したい場合。(意見提出手続を参考に実施)
その他 (ワークショップ)	・ 特定地区の市民等の意見聴取や検討が必要な場合。

意見提出手続（第9条）

【意見提出手続にあたっての公表】（第1項）

- ①計画等の案及び当該案に関する資料
- ②意見の提出先、提出方法及び提出期間
- ③第5項の規定による公表の予定時期
- ④前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

部長決裁

公表した日の翌日から起算して30日以上（第2項）

※緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、30日未満とすることができる。

【意見の提出】（第4項）

- ・規則で定める事項を明らかにして、規則で定める方法により市の機関に提出

【提出された意見についての検討後の公表】（第5項）

- ①第1項第1号に掲げる事項
- ②提出された意見に対する市の機関の考え方
- ③計画等の案を修正した場合はその内容
- ④前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項（市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等）

副市長決裁

【意見提出にあたり明らかにする規則で定める事項】（条例施行規則第6条第1項）

- ①計画等の案の名称
- ②計画等の案に対する意見及びその理由
- ③ ア 市内に住所を有する者 <住所及び氏名>
イ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他団体
<個人→住所及び氏名並びに事務所等の名称及び所在地>
<法人その他団体→事務所等の名称、所在地及び代表者の氏名>
ウ 市内の事務所等に勤務する者 <住所及び氏名並びに事務所等の名称及び所在地>
エ 市内の学校に在学する者 <住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地>
オ 計画等の案に利害関係を有するもの
<個人→住所及び氏名並びに利害関係を有する事項>
<法人その他団体→事務所等の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有する事項>

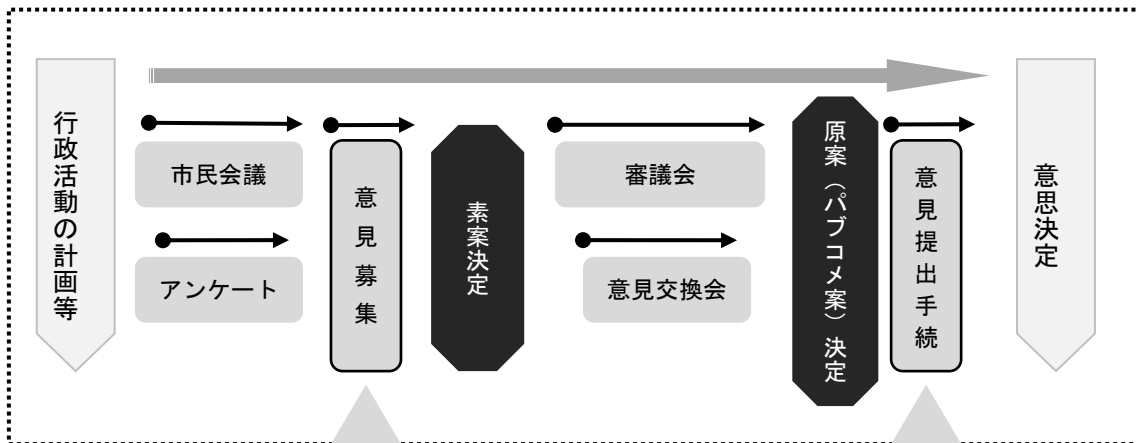
【意見提出にあたり採用する規則で定める方法】（条例施行規則第6条第2項）

- ①持参
- ②郵送
- ③ファクシミリ
- ④電子メール
- ⑤前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

日数の数え方

日	月	火	水	木	金	土
1	2【公表】	3【1日目】	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2【30日目】	3	4	5

公表した日の翌日から起算して30日以上



計画等の案の策定にあたり、中間の段階や、基本的な方向性を定める時点など市民等の意見を丁寧に聴取することが望ましい場合もあります。その際は、第7条第1項第5号に基づくその他の方法の一つである「意見募集」を、意見提出手続の方法を参考にさせていただきます。

※意見提出手続は、原則として意思決定を行う最終段階で実施。ただし、法令等の改正に伴う条例改正等で、十分に期間を確保できない場合などは、例外的に最終段階以外に行うこともできる。

意見交換会手続（第10条）

【意見交換会手続実施にあたっての公表】（第1項）

- ①意見交換会の議題及び当該議題に関する資料
- ②意見会を開催する日時及び場所
- ③前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等）

部長決裁

開催日の 21 日前以上に公表（第2項）

※緊急その他やむを得ない理由があるときは、その限りではない。
（不測の事態、計画等の大幅な遅れ等）

【意見交換会への出席】（第4項）

- ・規則で定める事項を明らかにする
（規則第6条第1項第3号に掲げる事項）

【聴取した意見について検討後の公表】（第5項）

- ①意見交換会に提示した計画等及び当該計画等に関する資料
- ②聴取した意見の概要
- ③聴取した意見に対する市の機関の考え方
- ④前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

副市長決

日数の数え方

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3【公表】	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24【開催日】	25	26	27	28

開催日の 21 日以上前に
公表

審議会等手続（第11条）

【審議会等手続実施にあたって審議会等に対して提示する資料】
（第1項）
・計画等又は当該計画等に関する資料

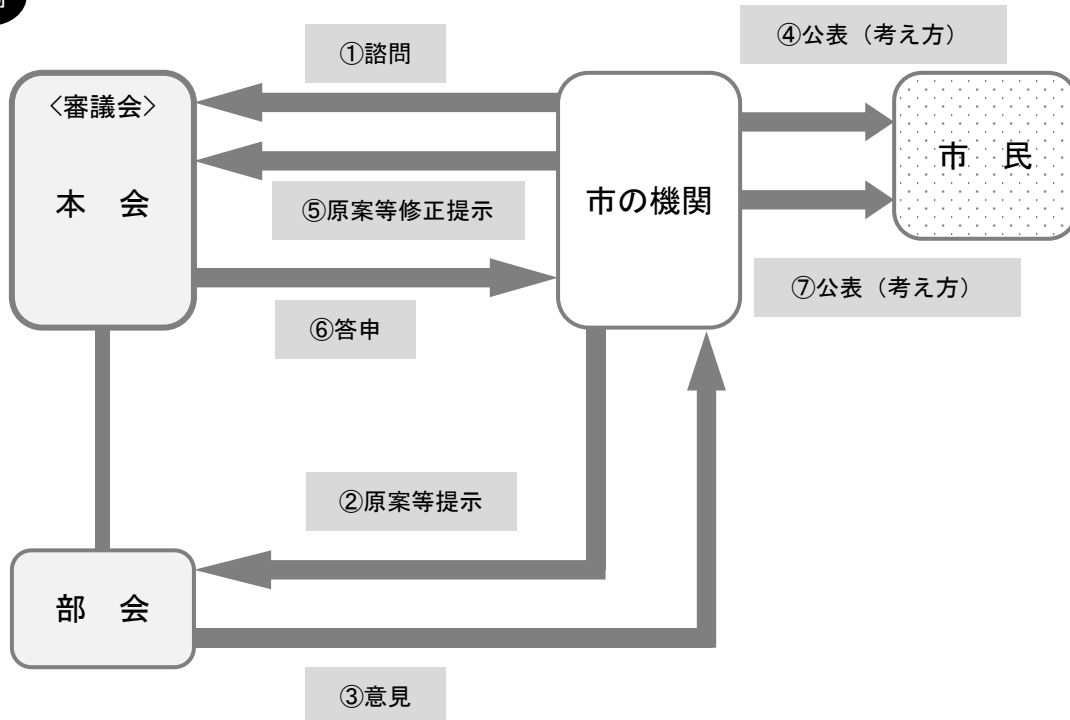
【提出された意見について検討後の公表】（第2項）
①審議会等に提示した計画等又は当該計画等に関する資料の概要
②提出された意見の概要
③提出された意見に対する市の機関の考え方
④前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等）

副市長決裁

<運用>

・部会等を設置している審議会等において、個々に意見を求め、意見に対する市の考え方を公表する場合は、その度に公表するものとする。

例



市民会議手続（第12条）

【市民会議手続実施にあたって市民会議に対して提示する資料】 （第1項）

- ・計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料

【職員等の出席】（第3項）

- ・計画等の性質によっては、より円滑な合意形成を図るため、市の機関の職員も必要に応じて出席させることができる。
- ・合意を図りながら円滑に会議を進めるため、市の機関は、計画等に深い識見を持った者や合意形成を担うファシリテーターとして豊富な経験がある者を出席させることができる。

【提出された意見について検討後の公表】（第4項）

- ①第1項で提示した資料の概要
- ②提出された意見の概要
- ③提出された意見に対する市の機関の考え方
- ④前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等）

副市長決裁

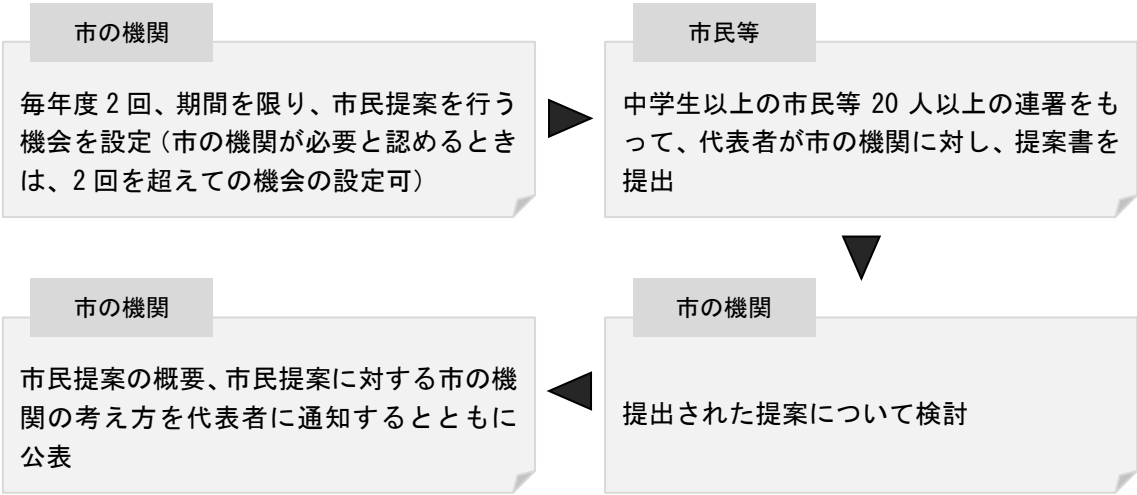
【市民参加手続における公表の方法】（条例施行規則第3条）

条例の規定による公表は、四街道市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るために適切と認める方法により行うものとする。

→掲示場の他、市ホームページ、自治会回覧等

市民提案手続 (第13条)

市民提案手続は、市民等が、知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施、評価、改善（PDCAサイクル）の各段階について、市の機関に政策等の提案を行う手続です。



	各 課	総務課	市民参加推進本部	市民参加評価委員会
市民提案手続	市民提案の検討	市民提案の受付	提案手続の審査	提案手続の審査
	決定	代表者に通知、公表		
提案状況		代表者に通知、公表	提案状況表の評価	提案状況表の評価
		提案状況の公表		

実施状況・提案状況の公表（第14条～第16条、附則）

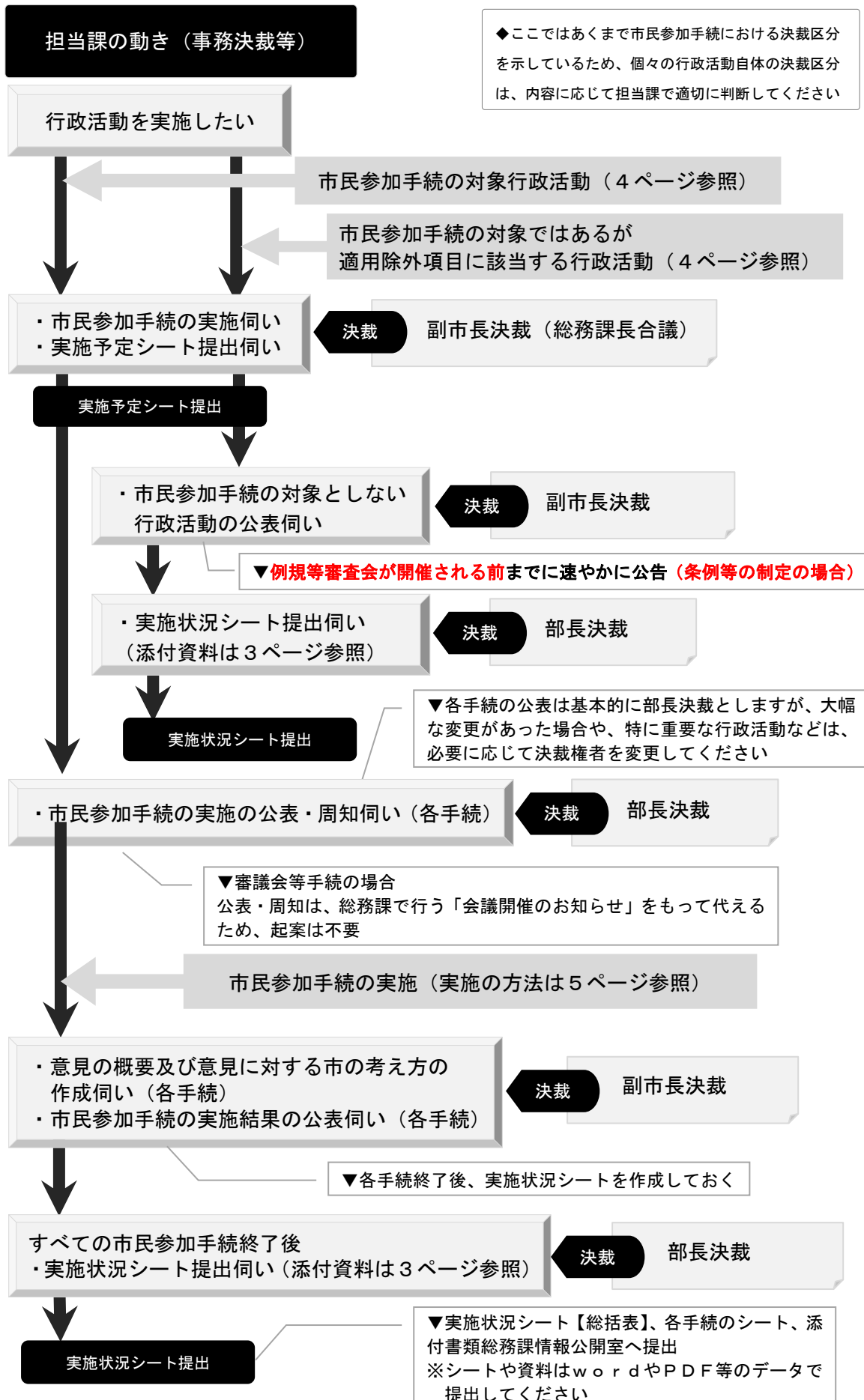
◆市民参加手続の実施が完了したら、各課で実施状況シートに記入します。実施状況は、庁内の市民参加推進本部で評価した後、市民参加推進評価委員会で評価します。

◆市民提案手続についても、年度ごとに提案状況を一覧としてまとめ、公表します。

◆附則第3項に条例施行後3年を超えない範囲内で条例を見直すとあります。市民参加推進評価委員会による、条例の見直しに関する審議も踏まえて条例の見直しを行います。

※市民参加推進本部については、「四街道市市民参加推進本部要綱」（平成19年5月制定）で定めてあります。





例 1

開催の趣旨を明確に示す

(仮称) 四街道市〇〇〇〇条例検討市民会議実施要綱

1 趣旨

四街道市〇〇〇〇基本方針に基づき、条例の制定に幅広い市民の意見や提案を反映させるため、公募市民による「(仮称) 四街道市〇〇〇〇条例検討市民会議」を開催する。
別紙のとおり

2 市民会議の開催期間

令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月（5回程度を予定）
なお、第1回目を令和〇〇年〇月〇日（〇）に開催する。

全体のスケジュールを示す

3 参加主体及び役割分担

参加主体・・・趣旨に関心、興味のある公募による市民
ファシリテーター・・・〇〇大学〇〇学部 〇〇 〇〇教授
開催のお知らせ、会場手配等については、〇〇〇〇課で行います。

参加者の役割やファシリテーターについて示す

4 応募資格

- ◆市内在住・在勤・在学の18歳以上の市民の方（国籍は問いません。）
- ◆市民会議に継続的に出席ができる方

5 募集人員

30人から40人程度（応募多数の場合は選考させていただきます。）

4 公募市民募集締切り

令和〇〇年〇月〇日（〇） 郵送の場合は当日消印有効

5 募集方法及び応募先

別紙申込用紙に、必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールいずれかの方法で〇〇〇課に申し込み

〒284-〇〇〇〇 四街道市鹿渡〇〇〇〇—〇
四街道市〇〇〇部〇〇〇課
TEL：043-〇〇〇—〇〇〇〇
FAX：043-〇〇〇—〇〇〇〇
MAIL：〇〇〇〇@city.yotsukaido.chiba.jp

☆市民会議の進め方

会議の進め方を定めて示す



例 2

四街道の 未来を考える市民会議

メンバー募集！

会議開催の趣旨

四街道市では、令和〇〇年からはじまる「四街道市第〇次総合計画」の策定を進めています。計画策定の段階から市民の皆さんに参加していただき、ご意見や提案を計画に反映させていくために、四街道市市民参加条例に規定する市民会議手続として「四街道の未来を考える市民会議」を設置します

【総合計画】

→まちづくりの基本理念や将来都市像、それらを実現するための方向性を定めたものです

【市民会議手続】

→四街道市市民参加条例第7条に規定する市民参加手続で本市民会議が、市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます

募集内容

具体的な検討内容、募集の詳細等

- 活動内容・・・まちづくりのテーマ毎にグループ形式で検討し、提言をまとめる
- 活動期間・・・令和〇年〇月から令和〇年〇月まで（月2回程度）
- 募集資格・・・1）市内在住・在勤・在学の18歳以上の方
2）活動期間中、継続して会議に出席ができる方
- 募集人数・・・30人から40人程度（応募者多数の場合は、抽選）
- 応募方法・・・別紙応募用紙に記入の上、下記あてに郵送またはメールで提出
- 応募締切・・・令和〇年〇月〇日（〇）まで
- 結果通知・・・応募者全員に結果を通知
- その他・・・会議への参加は無報酬とさせていただきます

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和〇〇年〇月〇日

意見提出手続実施日
の日付を記入

四街道市長 ○ ○ ○ ○

1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
四街道市〇〇〇〇条例改正案
- (2) 計画等の案の内容
別紙のとおり

計画等の案に関する資料がある場合
は併せて公表する

2 計画等の案の入手方法

〇〇部〇〇〇課の窓口（市役所〇館〇階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ア 市内に住所を有する者
住所及び氏名、連絡先
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先

障害者等に配慮した提
出方法

- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
〇〇部〇〇〇課あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇部〇〇〇課あて
- ③ 電子メールを利用する場合
電子メールアドレス：*****@city.yotsukaido.chiba.jp
〇〇部〇〇〇課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

4 意見提出期間

令和〇〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで

※ 郵送の場合は、〇月〇日（〇）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

公表した日の翌日から起算して
30日以上の期間

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和〇〇年〇月

計画等の案を決定する前までに
公表する

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

〇〇部〇〇〇課（Tel 043-〇〇〇-〇〇〇〇）

四街道市公告第〇〇号

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和〇〇年〇月〇日

検討後は速やかに公表

四街道市長 ○ ○ ○ ○

1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
四街道市〇〇〇〇条例改正案
- (2) 計画等の案の内容
別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方
別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容
別紙3のとおり

4 その他

上記の別紙1～3は、〇〇部〇〇〇課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

〇〇部〇〇〇課（Tel. 043-〇〇〇-〇〇〇〇）

意見交換会手続実施公告文例

実施決裁後、総務課備え付けの番号簿記載の番号を記入

四街道市公告第〇〇号

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見交換会手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第2号の意見交換会手続を行うため、条例第10条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和〇〇年〇月〇日

開催日の21日以上前に公表

四街道市長 ○ ○ ○ ○

1 意見交換会手続の対象等

(1) 議題の名称

「(仮称)四街道市〇〇〇指針」に盛り込む内容(素案)

(2) 議題及び議題に関する資料

別紙のとおり ※開催までに変更する可能性がある

議題に関する資料がある場合は併せて公表する

2 意見交換会を開催する日時及び場所

日 時	会 場
〇月 〇日 (〇) 〇時~〇時〇〇分	〇〇〇自治会館
〇月 〇日 (〇) 〇時~〇時〇〇分	〇〇センター 3階会議室
〇月 〇日 (〇) 〇時~〇時〇〇分	〇〇センター 2階会議室

上記以外でも、〇月中に、団体等の要請に応じて、市が出前意見交換会を実施する。希望する団体等は、団体名、希望日時、会場、参加予定人数について、〇月〇日(〇)までに、〇〇部〇〇〇課に連絡する。(要請多数の場合は、調整することがある。)

3 意見交換会に出席できるもの

市民等(条例第2条第2号)

※条例第2条第2号

市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、行政活動に利害関係を有するもの

出前意見交換会を実施する場合は、その旨記載する

4 意見交換会への出席の方法

各会場に直接来場し、条例第10条第4項及び規則第7条の規定により、規則第6条第1項第3号アからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を明らかにすること。

※規則第6条第1項第3号

ア 市内に住所を有する者 住所及び氏名

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者 氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地

エ 市内の学校に在学する者 氏名及び学校の名称及び所在地

オ 計画等の案に利害関係を有するもの（以下「利害関係者」という。） 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに利害関係を有する事項、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有する事項

5 計画等の案及び当該案に関する資料の入手方法

各会場で配布する。また、〇〇部〇〇〇課の窓口で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

6 留意事項

- (1) 意見交換会は、公開で行う。
- (2) 会場での意見は、その概要を公表する。この場合、参加者の氏名（法人等にあっては、その名称）、その他属性に関する情報を併せて公表することがある。
- (3) 氏名、住所等は、今後、〇〇〇指針を策定する業務の範囲内において利用することがある。

7 問合せ先

〇〇部〇〇〇課（Tel. 043—〇〇〇—〇〇〇〇）

意見交換会手続実施結果公告文例

四街道市公告第〇〇号

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見交換会手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号の意見交換会手続を行ったので、条例第10条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和〇〇年〇月〇日

四街道市長 ○ ○ ○ ○

検討後は速やかに公表

- 1 意見交換会手続の対象とした議題の名称
「（仮称）四街道市〇〇〇指針」に盛り込む内容（案）
別紙1のとおり
- 2 意見交換会の実施状況
別紙2のとおり
- 3 聴取した意見の概要及び聴取した意見に対する市の考え方
別紙3のとおり
- 4 その他
上記3の聴取した意見の概要及び聴取した意見に対する市の考え方は、
〇〇部〇〇〇課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。
- 5 問合せ先
〇〇部〇〇〇課（TEL 043—〇〇〇—〇〇〇〇）

四街道市公告第〇〇号

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和〇〇年〇月〇日

検討後は速やかに公表

四街道市長 ○ ○ ○ ○

1 審議会等手続の対象等

- (1) 審議会等の名称
四街道市〇〇〇審議会
- (2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称
四街道市〇〇〇プラン（素案）
- (3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要
別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方
別紙2のとおり

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、
〇〇部〇〇〇課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

〇〇部〇〇〇課（Tel. 043—〇〇〇—〇〇〇〇）

市民会議手続実施結果公告文例

四街道市公告第〇〇号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和〇〇年〇月〇日

検討後は速やかに公表

四街道市長 ○ ○ ○ ○

1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

(仮称) 四街道市〇〇〇指針検討会

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

「(仮称) 四街道市〇〇〇指針」に盛り込む内容(素案)

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要
別紙1のとおり

2 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記2の会議メンバー意見及び意見に対する市の考え方は、
〇〇部〇〇〇課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

〇〇部〇〇〇課 (Tel. 043—〇〇〇—〇〇〇〇)

四街道市公告第〇〇号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和〇〇年〇月〇日

原則として、行政活動の
実施前までに公表

四街道市長 ○ ○ ○ ○

1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市〇〇〇〇条例の一部改正

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第〇号に該当するため。

（詳細な理由）

.....
.....
.....

3 その他

上記については、

〇〇部〇〇〇課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

〇〇部〇〇〇課（Tel. 043—〇〇〇—〇〇〇〇）

提出された意見の概要と市の考え方公表例（意見提出手続）

「四街道市〇〇〇計画」（案）に係る意見提出手続
 において提出された意見の概要と市の考え方

〇月 日（ ）から 〇月 日（ ）に「四街道市〇〇〇計画（以下、「計画」とい
 に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。

- 提出者数 人
- 意見件数 件

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりですので公表します。

「市の考え方の区分」	
修正	= 意見を反映し、案を修正した
原案どおり	= 案を修正しなかった
その他	= 感想、この案件以外の意見等

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	〇〇については〇〇のとおりですの で、〇〇のとおり改めたほうが良い と思います。等々	ご意見のとおり、〇〇については〇 〇ですので、計画案を〇〇のとおり 修正します。等々	修正
2	・ 〇〇については〇〇のとおりだと 思いますので、〇〇のとおり改めた ほうが良いと思います。 ・ 〇〇については〇〇のとおりです ので市として関係者と十分な調整の うえ推進されるようお願いします。 ・ 本計画を推進するうえで〇〇制度 の導入が必要ですので検討をお願い します。等々	・ 〇〇については、〇〇で実施され た調査結果からも〇〇となってお り、原案どおりとします。 ・ 頂いたご意見は本計画案に対する 賛同意見として承ります。 ・ 〇〇制度については、〇〇のため 導入する予定はありません。等々	原案どおり
3	〇〇について、〇〇のとおり改善を お願いします。等々	計画案とは直接関係がないご意見で すが、ご意見については、今後の行 政運営の参考とさせていただきます す。等々	その他

同様意見はまとめて記載。
 その他意見に関しては、主なもの
 のみを挙げるなど適宜判断する